

教 生 学 第 597 号
平成 25 年 11 月 21 日

各教育局長 様

学校教育局参事 (生徒指導・学校安全)

児童生徒のネット犯罪被害の防止に向けた取組について (通知)

このことについて、道教委や学校におけるネットパトロールのほか、教職員や保護者を対象とした講演会の実施、児童生徒及び保護者向けの啓発資料の配布等を通して、情報モラルや携帯電話等の適切な利用に関する指導の徹底に取り組んでいるところですが、依然として児童生徒の携帯電話等に係るフィルタリングの利用率は十分とは言えない状況にあります。

また、スマートフォンの無料通話アプリ等の利用が児童生徒にも広がり、ネット上でトラブルに巻き込まれるなど、子どもに携帯電話等を持たせる保護者のフィルタリングに関する理解やインターネット上の有害情報に関する認識が十分でないといった指摘もあり、学校と家庭が連携した取組の一層の充実が必要です。

こうした中、この度、別添写しのとおり、北海道警察本部生活安全部少年課長から依頼がありましたので通知します。

つきましては、管内の道立中等教育学校及び各市町村教育委員会に対して周知するとともに、各学校において本通知の趣旨を踏まえた取組が積極的に行われるよう、指導願います。

(生徒指導・学校安全グループ)



道本少(非)第2211号
平成25年11月19日

北海道教育庁
学校教育局参事(生徒指導・学校安全)参事 様

北海道警察本部生活安全部少年課長

児童生徒のネット犯罪被害の防止に向けた取組について (依頼)

日頃から、少年の非行防止及び健全育成等の警察活動に対し深いご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

さて、携帯電話やインターネットの普及に伴い、コミュニティサイト等の利用に起因した少年の福祉犯被害が跡を絶たないなど憂慮すべき状況にある中、北海道警察においては各教育委員会や学校等と連携し、児童生徒が使用する携帯電話に係るフィルタリングの100%普及を目指した取組を推進しております。

しかしながら、内閣府が行った実態調査結果を見ると、児童生徒の携帯電話に係るフィルタリングの利用率は小学生で約77%、中学生で約69%、高校生で約55%に止まるとともに、近年、LINEなどに代表される無料通話・メッセージアプリが若者を中心に爆発的に広がりネット上のトラブルや事件が多発するなど、今後も携帯電話等の契約者である保護者に対し、フィルタリングの重要性等に関する啓発を推進していく必要性が認められるところであります。

このような状況を踏まえ、平成22年度より、中学校の入学説明会において保護者に対し、警察官等が、直接、フィルタリング設定の重要性・必要性とネット犯罪被害の防止について説明を実施しておりますが、今年度につきましても、同様の取組を継続したいと考えております。

つきましては、入学説明会における警察官等による保護者への説明を別紙の要領で実施したいと考えておりますので、本取組の趣旨をご理解いただくとともに、各市町村教育委員会及び各中学校等関係機関へ周知していただきますようお願い申し上げます。

少年課非行対策係

TEL 011-251-0110

内線 3077

別紙

ネット犯罪被害の防止及び児童が使用する携帯電話のフィルタリング普及に向けた取組について ～警察官等による中学校における入学説明会時の説明について～

1 目的

中学校における入学説明会の機会に、保護者に対し、警察官等が直接、フィルタリング設定の重要性等について説明し、その認識・理解を深める。

2 実施日

各中学校が実施する入学説明会当日

3 説明時間

5分間程度

4 説明者

警察官等（少年警察補導員、スクールサポーターを含む。）

5 説明内容

- (1) フィルタリングの重要性・必要性和年齢等に応じた利用の促進
- (2) コミュニティサイト等の利用による福祉犯被害の防止対策

6 申込み方法

警察官等による説明機会の確保が可能な学校につきましては、お手数ですが、12月23日（月）までに、学校を管轄する警察署（少年担当係）まで、お電話で連絡をお願いいたします。

（申込みを受領後、派遣者等を調整し、1月中旬を目途に、学校を管轄する警察署（少年担当係）から各学校に連絡します。）